

芦別市地域限定商品券「どんぐり」

—取扱店マニュアル—

1. 登録店表示

・商品券が使える店のポスターを、お客様に見えるように掲示して下さい。

※ 紛失や色落ちした場合は、新しいものを用意します。

2. 商品券の受入

・商品券「どんぐり」の見本で商品券をご確認ください。

・お客様が支払いの際に商品券「どんぐり」を利用した時は、現金と同様に取扱って下さい。但しお釣りは出さないようにお願いします。

・商品券に印字された有効期限が切れていたら、お客様に使えないことを説明して下さい。

・有効期限は発行日から**6ヵ月**となっています。(換金は有効期限の日から30日以内に換金を済ませて下さい。30日を過ぎると換金できませんのでご注意ください。)

・商品券を含めて5万円以上の支払いがあった場合で、領収書が必要な時は印紙を貼付して下さい。

3. 事業所間での商品券取扱いについて

・お客様から支払いを受けた商品券について、他事業所への支払いに使用することは出来ません。

4. 換金について

① 商品券の裏面の取扱店(特定事業者)欄に押印して下さい。

② 商品券「どんぐり」換金請求書に必要事項を記入して下さい。

③ 商品券、換金請求書を芦別商工会議所にご持参して下さい。換金手数料を引いて、支払い金額に応じて現金または小切手でお支払いします。